

動物実験に関する検証結果報告書

(国立研究開発法人理化学研究所)

動物実験検証委員会

平成 29 年 3 月

平成29年3月27日

国立研究開発法人理化学研究所
理事長 松本 紘 殿

動物実験検証委員会
委員長 三浦 龍一

平成29年2月6日に第2回動物実験検証委員会を開催し、国立研究開発法人理化学研究所における動物実験実施状況等に係る自己点検・評価（平成23年度～27年度分）について検証を行いましたので、結果を下記のとおり報告します。

記

検証の総評

理化学研究所は6つの地区（和光、筑波、横浜、神戸第1、大阪、播磨）で動物実験を実施する。関連する規程類の制定や委員会の設置、各委員会の活動、飼養保管施設の整備・点検、動物実験の把握、自己点検・評価及び情報公開等について、軽微な検討事項はいくつかあるものの、現状において極めて適正な状況にあり、文部科学省の動物実験基本指針及び環境省の実験動物飼養保管基準に適合した運営体制と実施状況が認められる。より適正な動物実験の実施と実験動物の飼養保管を目指して、さらなる検討と改善に向けた一層の取り組みに期待したい。

検証結果

1. 機関内規程及び管理体制

基本指針及び飼養保管基準に適合する動物実験実施規程、動物実験協議会細則や動物実験審査委員会細則等を整えている。理事長の諮問機関として動物実験協議会を設置するとともに、各事業所には動物実験審査委員会を置く。飼養保管施設の管理者である所長が、実験動物管理者の役割も担う動物実験監督者を指名している。動物実験実施規程には飼養保管基準にも基づくことと、動物実験協議会細則及び動物実験審査委員会細則には基本指針にある委員要件をそれぞれ明示すべきであるが、総じて適切な動物実験の実施と実験動物の飼養保管に必要とされる規程等及び管理体制を整備している。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。

2. 動物実験委員会

動物実験協議会では規程類の審議や総合的な自己点検・評価を担当するのに対して、動物実験審査委員会では具体的な動物実験計画や飼養保管施設の審査等を行う。いずれの委員会も、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他の学識経験を有する者からなる委員で構成されるとともに、所外の有識者を選任して客観的な視点での評価や審査を行う体制を整えている。活発な委員会活動を示す議事録等の記録がある。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。4つある動物実験審査委員会間で動物実験計画や飼養保管施設の審査基準の整合が図られているので、さらに情報交換や連携を進めて最新の事例を蓄積し活用することが望ましい。

3. 動物実験の実施について

動物実験に必要な各種様式等が整備されている。動物実験報告書の提出率も100%であり、動物実験の実施を的確に把握できる状況にある。動物実験の実施において、動物実験監督者、飼育技術者及び担当事務局等によるサポート体制が充実している。過去には不適切な事例があったものの十分な検証の上で報告するとともに、改善への取り組みが認められた。よって、基本指針及び飼養保管基準に概ね適合していると判断する。さらに、人道的エンドポイントへの対応状況や、動物の使用予定数と使用数の整合性も詳細に把握できるよう、動物実験報告書への項目の追加を検討されたい。

4. 安全管理を要する動物実験の実施について

「遺伝子組換え実験安全管理規程」、「微生物等取扱規程」、「毒物劇物取扱規程」、「麻薬及び向精神薬取扱規程」や「放射線障害予防規程」等の各種規程を定めている。動物実験での利用は担当事務局や各種委員会においてチェックされることで把握できている。また、過去5年間の動物実験において重大な事故等の発生は報告されていない。災害時の緊急連絡網や緊急時対応マニュアルも整備されている。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。

5. 実験動物の飼養保管について

実験動物としてマウスが大半を占める。大規模な飼養保管施設は先進的な設備を整え、専任の飼育技術者を中心にマニュアルに従った飼養保管を担っている。実験動物の導入、健康状態の把握、機器設備の保守点検等の各種記録も適切に保管されている。委員会又は担当事務局が定期的に飼養保管施設を点検し、適宜改善に向けた指導と再確認を行っている。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。飼養保管施設の点検について、点検項目や方法、点検者の専門性、報告書の記載方法等を標準化することが望ましい。

6. 教育訓練について

毎年 1500 名以上の動物実験従事者や飼育技術者に対して、バイオセーフティ及び動物実験について適切な教育が行われている。また、飼育技術者や関係者等は、所外の関連学会等で開催される動物実験の実施や実験動物の飼養保管に関わるセミナーや講習会等にも参加し、積極的な情報収集に努めている。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。

7. 自己点検・評価、情報公開

事業所ごとの動物実験の実施状況及び実験動物の飼養保管状況全般について動物実験審査委員会で点検・評価を行い取りまとめられ、動物実験協議会で総合的に評価される。自己点検・評価は平成 19 年度以降毎年行われ、規程類や動物実験計画数、実験動物使用数、委員会の構成、教育訓練等の実施状況に関わる情報、平成 23 年度に実施した前回の検証結果報告書とともにウェブ上で公開されている。よって、基本指針及び飼養保管基準に適合し適正であると判断する。

8. その他

担当事務局による実験動物の飼養保管及び動物実験の実施に対するサポート体制が充実していることを特筆する。

以上

第2回 国立研究開発法人理化学研究所 動物実験検証委員会

日 時：平成29年2月6日（月） 15：00～17：00

場 所：理化学研究所 和光地区 統合支援施設 2F 大会議室

議 事：

1. 開会挨拶
2. 委員紹介
3. 委員長選出
4. 動物実験検証委員会運営規則の改正について
5. 第1回動物実験検証委員会 検証結果の確認
6. 理化学研究所における自己点検・評価のあり方について
7. 委員による討議
8. 総括
9. 閉会挨拶

第2回動物実験検証委員会委員

こいで つよし

小出 剛

国立遺伝学研究所 マウス開発研究室 准教授

のじま くみえ

野島 久美恵

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

参事官（地域・防災・訓練担当）付

参事官補佐

みうら りゅういち

三浦 竜一

東京大学 ライフサイエンス研究倫理支援室 教授

やまだ やすこ

山田 靖子

東京大学大学院 農学生命科学研究科 特任教授

○動物実験検証委員会運営規則

平成24年2月8日
動物実験検証委員会
改正 平成29年2月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、「動物実験検証委員会の設置について」(平成23年通達第46号。以下「通達」という。) 第9条に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 動物実験検証委員会(以下「検証委員会」という。)は、通達第2条に基づき、国立研究開発法人理化学研究所における動物実験に関する自己点検・評価の結果について検証する。

(検証方法)

第3条 検証は、検証委員会を開催の上行う。

2 欠席が見込まれている委員は、事前に検証事項に関わる意見を委員長に文書で提出することができる。

(検証結果の通知)

第4条 委員長は、検証終了後速やかに検証の内容について、文書を作成し、理事長に検証結果を報告する。

(公開に関する事項)

第5条 委員会の組織に関する事項及び議事内容は、原則として公開とする。ただし、研究の独創性及び知的財産等の保護に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

(その他)

第7条 本規則に定めるほかに、検証を行うにあたって生じる必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月6日から施行する。